

薬生監麻発1206第12号
令和元年12月6日

各都道府県薬務主管部（局）長 殿

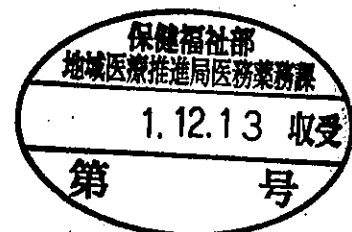
厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
（公 印 省 略）

「けし栽培者の許可について」の一部改正について

けし栽培者の許可については、「けし栽培者の許可について」（昭和29年10月12日付け薬麻第291号厚生省麻薬課長通知）において、申請に用いることが可能な宣誓書の様式等を定めているところです。

今般、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により、あへん法（昭和29年法律第71号）第13条第2号が削除されたことを踏まえ、通知の一部を別添のとおり改正しますので、御了知の上、適正な運用に努めていただきますようお願いいたします。

以上



薬 麻 第 二 九 一 号
昭和二十九年十月十二日

各都道府県衛生部長宛

厚生省薬務局麻薬課長

けし栽培者の許可について

あへん法第十二条の規定によりけし栽培の許可を申請する者に対しては同法第十三条第一号及び第十四条第二号を証する書面については別紙様式による宣誓をもって証明書に代えて差し支えないが第十三条第二号については医師の診断証明書を添付するよう指導されたい。

なお宣誓に疑があると認めるときは当該市町村に照会する等その真疑を確かめる措置を講ぜられたい。

(別紙)

宣 誓 書

あへん法第十三条第一号及び第十四条第二号の規定事項に該当する者でない事を宣誓いたします。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

厚生労働大臣

殿